公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項、第五項及び第九十九条第二項の規定による羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業の左記に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　羽生市大字小松四九四番地
氏名　加藤　信吉

二、書類の内容
仮換地指定通知
羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、別記のとおり仮換地を指定します。
よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により、通知します。

注意

一、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

二、別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。

教示

一、この通知について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

二、この通知について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に羽生市岩瀬土地区画整理組合を被告（理事長が被告の代表となります）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります）。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に羽生市岩瀬土地区画整理組合を被告（理事長が被告の代表者となります）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別記は省略し、これを羽生市岩瀬土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

平成三十年一月三十一日

埼玉県羽生市大字中岩瀬五八八番地一
羽生市岩瀬土地区画整理組合
理事長　入江　建夫

公示送達

習志野市鷺沼台二丁目地区土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付をすべき場所を確知できないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　習志野市鷺沼町三丁目一三九七番地
氏名　村山　はな

二、通知の内容
㈠従前の宅地
習志野市鷺沼台二丁目一〇五九番二
四九㎡
㈡仮換地
九街区一画地　二九㎡
㈢仮換地の指定の効力発生の日
平成三十年二月二十三日

なお、仮換地指定通知、案内図、仮換地指定図については、当該土地区画整理事業施行地区内の習志野市鷺沼台二丁目一一一九番一にある現場事務所の掲示板及び習志野市奏の杜三丁目三番一号の習志野市鷺沼台二丁目地区土地区画整理組合事務所の掲示板に掲示してあります。

教示

一、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

二、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、習志野市鷺沼台二丁目地区土地区画整理組合を被告として（訴訟において習志野市鷺沼台二丁目地区土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成三十年一月三十一日

習志野市奏の杜三丁目三番一号
習志野市鷺沼台二丁目地区土地区画整理組合
理事長　村山　光男

建築工事の完了公告

志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に定める施設建築物の建築工事が完了したので、同法第百条の規定に基づき、左記のとおり公告します。

記

一　第一種市街地再開発事業の名称
志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業

二　施行者の名称
藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合

三　事務所の所在地
静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号

四　施行地区に含まれる地域の名称
静岡県藤枝市駅前一丁目八街区の一部

五　施設建築物（権利変換計画に定めるＡ棟）の建築工事が完了した日
平成三十年一月三十日

以　上

平成三十年一月三十一日

静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号
藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合
理事長　鈴木　健夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年１月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社東京リアルエステート　②神奈川県知事(1)29090　③代表取締役　中野容　④神奈川県厚木市戸室５丁目31番１号　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県厚木市戸室５丁目31番１号　株式会社東京リアルエステート　代表取締役　中野容